

## < 検査内容変更のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
このたび、下記項目におきまして、検査内容の一部を変更させていただきますのでご案内申し上げます。  
誠に勝手ではございますが、弊社事情ご賢察のうえご了承の程お願い申し上げます。

敬具

### 記

《実施日》

平成29年9月11日（月）受付分より

《変更内容》

項目コード	項目名	変更箇所	新	現	検査案内記載頁
4907	精液検査	項目名称	精液PH		150
		基準値	7.2 以上	7.0~8.0	
		項目名称	精子数	精子数（精子濃度）	
		基準値	40×10 <sup>6</sup> /mL 以上	20×10 <sup>6</sup> /mL 以上	
		項目名称	精子正常形態率	奇形率	
		基準値	15%以上	20%以下	
4116		項目名称	運動率	精液運動率	
		基準値	50%以上	70%以上	

《変更理由》

臨床検査法提要改訂第34版準拠した見直しのため

《参考》

WHOによる精液検査の下限基準値（2010）

精液量	1.5mL 以上
精子濃度	1,500万/mL 以上
総精子数	3,900万以上
運動率	40%以上
正常形態率	4%以上（奇形率96%未満）
総運動精子数（総精子数×運動率）	1,560万以上